

令和2年4月30日

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 羽村市長 並 木 心

市が主催するイベント等に関する取扱いについて（第5報）

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、5月6日（水）まで、市が主催するイベントを原則として中止もしくは延期としております。

しかし、いまだ感染の拡大が続いており、徹底した外出自粛の要請が続いていることを踏まえ、現在の対応方針を、5月31日（日）までの間、継続することを決定しました。

今後においても、状況を見ながら適宜見直しを行ってまいります。

市民の皆様におかれましては、引き続き、生活に必要な場合を除いて外出を控え、感染拡大の予防にご理解とご協力をお願い申し上げます。